

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認旭川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	3 件

旭川国民年金 事案616

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月及び同年5月

私の昭和54年4月及び同年5月の国民年金保険料が未納となっているが、当時は、毎年6月から翌年3月まではA事業所に勤務し、毎年4月及び5月は農業の手伝いをしており、継続して保険料を納付していた。

しかし、申立期間当時に厚生年金保険から国民年金への切替手続が必要であることに気が付き、申立期間から当該手続を行うようになったので、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は2か月と短期間である上、申立人は、申立期間以外に国民年金保険料の未納は無く、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料については、厚生年金保険から国民年金への切替手続が必要であることに気が付いたので、当該手続の後に納付したと主張しているところ、国民年金被保険者台帳から、申立期間の後の期間を含む昭和54年度から56年度までの3年間は、毎年、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行っていることが確認できる上、申立期間後の昭和55年4月及び同年5月、並びに56年3月から同年5月までの保険料については、当該手続の後に現年度納付していることが確認できることから、申立期間の保険料についても申立人が現年度納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、16万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社A（現在は、B株式会社）における資格喪失日に係る記録を平成13年8月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成13年3月1日から同年7月31日まで
② 平成13年7月31日から同年8月1日まで

申立期間①について、株式会社Aで勤務していた期間のうち、国（厚生労働省）で記録されている平成13年3月から同年6月までの標準報酬月額は、実際に給与から控除された厚生年金保険料に見合う標準報酬月額より低額となっていると思うので、正しい標準報酬月額である16万円に訂正してほしい。

申立期間②について、株式会社Aには平成13年7月31日まで勤務し、同年7月の給与は13年8月分として支払われており、その給与支払明細書で同年7月分の厚生年金保険料が控除されているが、国（厚生労働省）の記録では、13年7月は厚生年金保険の加入期間となっていない。

申立期間②について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人提出の給与支払明細書によると、申立人は、当

該期間において、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を上回る保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①の標準報酬月額については、給与支払明細書で確認できる厚生年金保険料の控除額から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B株式会社は、「保険料を納付した。」と回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与支払明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、申立人の雇用保険の加入記録（平成12年4月17日取得から13年7月31日離職まで）から、申立人が、申立期間②において株式会社Aに勤務していたことが確認できる。

また、申立人から提出された平成13年8月分の給与支払明細書において、申立期間②に係る平成13年7月の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②の標準報酬月額については、給与支払明細書で確認できる厚生年金保険料の控除額から、16万円とすることが妥当である。

また、申立期間の申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、前述のとおり、B株式会社は、「保険料を納付した。」と回答しているが、事業主が資格喪失日を平成13年8月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年7月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を申立人の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険

事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

旭川厚生年金 事案910

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社C支店）における資格取得日に係る記録を昭和55年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年10月1日から同年11月18日まで

昭和53年4月1日にD株式会社に就職し、正社員としてE業務をしていたが、55年10月1日にA株式会社に移籍となり、58年5月に退職するまで継続して勤務していた。しかし、日本年金機構から送付されてきた年金記録には、申立期間の厚生年金保険の加入記録が漏れていた。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B株式会社から提出された申立人に係る昭和55年分給与所得の源泉徴収票の写し及び申立人に係る人事記録の写し、並びに雇用保険の加入記録（昭和53年4月1日取得から58年5月10日離職まで）から、申立人が、申立期間においてA株式会社に勤務し（昭和55年10月1日に、D株式会社からA株式会社に移籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと確認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和55年11月の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間の申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B株式会社は、「確認できる資料は無く、申立てどおりの届出を行い、申立期間に係る保険料を納付していたかは不明。」と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料の徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

旭川国民年金 事案617

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年5月から53年1月までの期間、同年6月から55年12月までの期間及び60年3月から62年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年5月から53年1月まで
② 昭和53年6月から55年12月まで
③ 昭和60年3月から62年9月まで

私が国民年金に加入してからは、申立期間当時に住んでいた所にある役所で、厚生年金保険から国民年金への資格変更の届出を行い、その役所から送付された納入通知書で、役所、支所、金融機関で国民年金保険料を納付したか、口座振替で納付した。

私は、国民年金保険料を納付した状況も記憶しているし、申立期間以外ではあるが、保険料を納付したことを示す領収書を持っているのに、当該期間における国（厚生労働省）の記録では未納となっている期間があり、年金記録に間違いがあった。

申立期間の国民年金保険料が未納なのは納得できないので、保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③の国民年金保険料について、申立人は、当該期間当時に住んでいた所にある役所で、厚生年金保険から国民年金への資格変更の届出を行い、その役所から送付された納入通知書で、役所、支所、金融機関で納付したか、口座振替で納付したと主張している。

しかしながら、申立期間①及び②について、オンライン記録から、当該期間における国民年金保険料の未納期間は、平成3年11月27日付けで資格記録を追加されたことにより発生したものであることが確認でき、当該資格記録が追加されるまでは未加入期間であったと考えられることから、納

付書は発行されず、申立人が保険料を納付することができたとは考え難い。

また、申立期間③について、申立人は、A区役所の納付書で納付期限までに国民年金保険料を納付したと述べているが、オンライン記録から、申立期間③の直後の期間である昭和62年10月の保険料は過年度納付していることが確認でき、申立人の述べている納付方法と相違している上、申立人の述べている納付方法で申立期間③の保険料を現年度納付していながら、31か月にわたる全ての納付記録が欠落したとは考え難い。

さらに、申立人が全ての申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書）は無く、ほかに全ての申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

一方、申立人は、申立期間以外ではあるが、国民年金保険料を納付したことを示す領収書を持っているのに、当該期間における国（厚生労働省）の記録は未納となっている期間があり、年金記録に間違いがあったと主張しているところ、申立期間①の直前である昭和47年11月から48年3月までの期間については、平成22年10月25日付けで保険料の未納期間から納付済期間へと訂正されていることが確認できる。

しかしながら、当該年金記録の訂正は、全ての申立期間とは別の期間である上、このことをもって、申立人が主張する納付方法により全ての申立期間の国民年金保険料が納付されていたとは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

旭川国民年金 事案618

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年1月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年1月から59年3月まで

昭和48年に国民年金に加入して、国民年金保険料を納付してきた。

婚姻してからは、夫の国民年金保険料と一緒に私の保険料を納付しており、申立期間当時の確定申告書の控えには、夫婦二人分の保険料の金額が記載されていて、申立期間の保険料を納付していたことを示している。

申立期間の国民年金保険料は、夫が納付済みとなっているのに、私が未納となっているのは納得できないので、保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す資料として、昭和56年分から59年分までの確定申告書の控えを提出しているところ、当該確定申告書の控えに記載された、各年における1月から12月までの夫婦二人分の保険料額は、実際の各年における1月から12月までの保険料月額の二人分の合計金額と一致している。

しかしながら、A町の保管する昭和57年度から59年度までの国民年金保険料未納者名簿では、夫婦共に申立期間を含む昭和56年6月から59年3月までの期間の保険料は現年度納付していないことが確認できる上、申立人が前述の確定申告書の控えのほかに提出した納付書・領収証書では、56年6月から同年12月までの期間の保険料を58年5月2日に過年度納付していることが確認できることから、当該確定申告書の控えに記載された保険料額は、実際に申立人が納付した保険料の納付状況に基づいて記載されていたとは考え難く、当該確定申告書の控えをもって申立期間の保険料を納付

していたことは推認できない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

旭川国民年金 事案619

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年3月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月から同年7月まで

私は、A県の事業所を退職後、帰郷して求職中であったため、昭和49年4月頃に母親が国民年金の加入手続をしてくれた。

私の国民年金保険料は母親が納付しており、申立期間における母親の保険料は納付済みとなっているのに、私の保険料を母親が納付しなかったとは考えられない。

申立期間当時の資料や記憶は無い上、母親は既に死亡しているが、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が、昭和49年4月頃に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期は、前後の第3号被保険者資格の事務処理日及び20歳到達者の資格取得日から、平成5年3月頃であると推認でき、その時点では、申立期間の保険料は時効により納付することができない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に関与していない上、申立人の国民年金への加入手続及び保険料の納付を行っていたとする申立人の母親は既に亡くなっていることから、申立期間当時の加入状況及び納付状況を確認することができない。

さらに、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

旭川厚生年金 事案 911

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月から 34 年 10 月まで

国（厚生労働省）の記録では、昭和 34 年 11 月 30 日に A 株式会社 B 工場
で厚生年金保険に加入した記録となっているが、33 年 4 月に同社に入社し
た時から厚生年金保険に加入し、同年 8 月頃に健康保険証を使って病院で診
療を受けたと記憶している。また、同じ頃に入社した同僚二人も同じように
厚生年金保険に加入していたはずである。

A 株式会社では、C 工場と B 工場の両方で木材加工の仕事をしており、申
立期間については、同社 C 工場における厚生年金保険の被保険者期間とし
て認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に A 株式会社で勤務し、当該期間において同社 C 工場
で厚生年金保険に加入していたと主張しているところ、当該事業所に係る健康保
険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に厚生年金保険の加入記録が
確認できる同僚 9 人に照会し、昭和 33 年 4 月 1 日に厚生年金保険の被保険者
資格を取得していることが確認できる 3 人の同僚を含む 6 人から回答があっ
たが、申立人を記憶している者はいなかった。

また、前述の 3 人のうちの一人が、昭和 33 年 4 月に自分のほかに一緒に C
工場に入社したのは二人だけであったとして名前を挙げた同僚は、前述の同年
4 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる 3
人のうちの残りの二人であり、申立人が当該事業所に勤務していた旨の証言等
は無い。

さらに、A 株式会社 B 工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれ
ば、申立人は、昭和 34 年 11 月 30 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し

ていることが確認できるところ、申立人が同じ頃に入社した同僚として名前を挙げた二人にも、同社B工場での厚生年金保険の加入記録は確認できるものの、同社C工場での加入記録は確認できず、このうちの一人で、申立人と同日に被保険者資格を取得している者は、「申立人の記憶はある。(私も申立人も) B工場に勤務していた。3か月くらいの試用期間の後に、厚生年金保険等を掛けてもらった。」と回答している上、同じく同社B工場において申立人と同日に被保険者資格を取得している別の同僚は、「昭和32年5月頃から勤務したが、厚生年金保険等を掛けない臨時雇用の期間があった。」と回答しており、同社B工場では、入社後、一定期間を経過した後に厚生年金保険に加入させる取扱いをしていたことがうかがえる。

加えて、A株式会社C工場は、昭和38年10月25日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できる事業主代理人の所在も不明であることから、申立人の、申立期間に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況等について確認することができないほか、申立期間における同名簿の整理番号に欠番も無いことから、社会保険事務所(当時)において申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

旭川厚生年金 事案 912

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 1 月 1 日から同年 4 月 1 日まで
② 昭和 41 年 1 月 1 日から同年 4 月 1 日まで

申立期間①については、農業を生業としていたが、冷害のため農協のあっせんだったと思うが、同じ地域の同僚 5 人と一緒に、A 株式会社 B 事業所(現在は、C 株式会社)に働きに行った。同社の社宅に住み、季節雇用であったが、正規の職員として仕事をしていた。

申立期間②についても、A 株式会社の寮に住み、同じ地域の同僚二人と一緒に、同社 B 事業所の正規職員として仕事をしていた。

両申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できないので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、当該期間において A 株式会社 B 事業所に勤務したと主張している。

しかしながら、A 株式会社 B 事業所に係る、昭和 40 年 1 月当時の健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立期間①において、申立人が、一緒に働いたとして名前を挙げた同職種の同僚 5 人の厚生年金保険の加入記録は無い上、当該 5 人のうち、二人は既に死亡しており、別の一人もオンライン記録では本人を特定できないため、証言を得ることができず、残りの二人に照会したが回答が得られないほか、同年 1 月に、同事業所において、厚生年金保険の被保険者資格を取得した者のうち 13 人に照会し、回答があった 8 人は、申立人を覚えておらず、申立期間①において、申立人が同事業所に勤務していたことを確認することができない。

また、前述の 8 人のうちの一人が、冬場に働きに来ていた農業従事者だった

として名前を挙げた二人についても、A株式会社B事業所に係る、昭和40年1月当時の健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、厚生年金保険の加入記録は確認できない上、この二人からはそれぞれ、「冷害で昭和40年1月から農作業が始まる同年3月頃まで、A株式会社B事業所で作業をしていたが、厚生年金保険に加入していないことは知っており、国民年金に加入していた。」、「冷害で、昭和39年10月頃から農作業が始まる40年3月頃まで、A株式会社B事業所で働いていた。当時、国民年金保険料を納めており、厚生年金保険に加入していない理由は分からない。」との証言を得ているところ、オンライン記録によれば、二人共に、申立期間①当時において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付した記録となっており、厚生年金保険の加入記録の無い期間において、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる証言等は得られなかった。

さらに、C株式会社は、「申立期間①当時の職員原簿の中に、申立人のものは無い。貸金台帳等の資料も無く、短期間の季節職員の厚生年金保険の加入の取扱いは不明。」と回答しており、当該事業所の当時のD課職員も特定できないことから、申立人の申立期間①に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

加えて、申立期間①当時の、A株式会社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番も無いことから、社会保険事務所（当時）において申立人の記録が欠落したとは考え難い。

申立期間②について、C株式会社より提供された申立人に係る、職員原簿の記載（昭和41年1月13日採用、短期、41年4月11日解雇、期間満了）から、申立人は申立期間②のうち、昭和41年1月13日から同年4月11日までの期間において、A株式会社B事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立期間②において、申立人が、一緒に働いた同職種の同僚として名前を挙げた二人のうちの一人名は、職員原簿から当該期間において、A株式会社B事業所に勤務していたことは確認できるものの、当該事業所に係る、当該期間当時の健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、厚生年金保険の加入記録は無い上、照会したが回答は得られず、別の一人については、名字しか記憶していないことから、オンライン記録では本人を特定できず、照会できない上、健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間②に、当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得している者の中には確認できない。

また、前述の農業従事者の二人は、申立期間②に係る期間にも、A株式会社B事業所で働いていたと証言しているが、当該事業所に係る、申立期間②当時の健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、厚生年金保険の加入記録は無い上、オンライン記録によれば、二人共に、当該期間当時において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付した記録となっており、厚生年金保険の加入記

録の無い期間において、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる証言等は得られなかった。

これらを踏まえれば、申立期間②当時、A株式会社B事業所では、従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったものと考えられる。

さらに、C株式会社は、前述のとおり、「申立期間②当時の賃金台帳等の資料は無く、短期間の季節職員の厚生年金保険の加入の取扱いは不明。」と回答しており、同社提出の職員原簿で確認できる印影により名前が確認できるD課職員については、名字のみのため本人を特定できないことから、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

加えて、申立期間②当時の、A株式会社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番も無いことから、社会保険事務所において申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

旭川厚生年金 事案913

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年8月頃から同年12月頃まで
昭和34年8月頃から同年12月頃まで、A市にあったB工場で仕事をして
いた。
昔のことなので、資料等はないが、申立期間について厚生年金保険の被
保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶していた同僚の証言から、申立人は、申立期間当時にB工場に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、適用事業所名簿によれば、B工場が厚生年金保険の適用事業所となった記録は見当たらない。

また、申立人が記憶していた前述の同僚は、「申立人が季節工員としてB工場に就労し、仕事をしていたことは記憶にあるが、季節工員は職員ではないから年金のことになると分からない。」と回答している上、申立人は、ほかに同僚3人の名前を記憶しているが、オンライン記録において、いずれの者も特定することができないことから、申立期間当時における申立人の勤務実態や給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる証言等は得られなかった。

さらに、C組合は、「B工場は、D組合とE組合の共同出資による直営の工場、運営主体はE組合であったが、設立当時の状況やその後の継承事業所等の詳細について分かる職員がおらず、当時の資料等についても書類保存年限を相当期間経過しており、規程に基づき処分していることから提供は困難である。なお、昭和34年当時、正職員は社会保険加入者であったが、臨時職員や季節的短期労働者については未加入者であったと思われる。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。